

# 児童扶養手当



★2023年4月～

## □児童扶養手当とは

児童扶養手当は、児童が育成される過程の生活安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

## □児童扶養手当を受けることができる人

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している父・母、又は父・母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している人が受給できます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父・母が死亡した児童
- (3) 父・母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父・母の生死が明らかでない児童
- (5) 父・母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父・母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父・母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (9) (1)～(8)に該当するか明らかでない児童

※ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまる場合は手当を受給できません。

- ① 父・母、養育者又は児童が日本に住んでいないとき
- ② 父・母または養育者が受けることができる公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも高い場合
- ③ 児童が父または母の死亡により支給される公的年金・遺族補償を受けられるとき
- ④ 児童が父・母に支給される公的年金の額の加算対象になっているとき（父・母が政令に定める程度の障害にある場合を除く）
- ⑤ 児童が里親に委託されているとき
- ⑥ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設・保育園・通園施設を除く）
- ⑦ 父・母と生計を同じくしているとき（父が政令に定める程度の障害にある場合を除く）
- ⑧ 父・母の配偶者に養育されているとき（配偶者には、内縁関係にあるものを含む）

## □児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹）の前年の所得（1月～9月の間に申請を提出される場合は前々年の所得）によって決定されます。

所得制限限度額表による金額以上の収入（所得）がある場合は、資格の認定はされますが、手当は支給されません。

- ・令和5年1月～9月に申請される場合 ⇒ 令和4年度課税（令和3年中の所得）
- ・令和5年10月以降に申請される場合 ⇒ 令和5年度課税（令和4年中の所得）

### 【手当の月額】 ※令和5年4月～

|              |      |                 |
|--------------|------|-----------------|
| 児童一人の場合      | 全部支給 | 44,140円         |
|              | 一部支給 | 44,130円～10,410円 |
| 2人目の場合       | 全部支給 | 10,420円         |
|              | 一部支給 | 10,410円～5,210円  |
| 3人目以降1人増すごとに | 全部支給 | 6,250円          |
|              | 一部支給 | 6,240円～3,130円   |

### 【所得制限限度額表】（単位：万円）

| 税法上の扶養親族等の数 | 本人   |     |      |     | 扶養義務者・配偶者<br>孤児等の養育者 |     |
|-------------|------|-----|------|-----|----------------------|-----|
|             | 全部支給 |     | 一部支給 |     | 収入額                  | 所得額 |
|             | 収入額  | 所得額 | 収入額  | 所得額 |                      |     |
| 0人          | 122  | 49  | 311  | 192 | 372                  | 236 |
| 1人          | 160  | 87  | 365  | 230 | 420                  | 274 |
| 2人          | 215  | 125 | 412  | 268 | 467                  | 312 |
| 3人          | 270  | 163 | 460  | 306 | 515                  | 350 |
| 4人          | 324  | 201 | 507  | 344 | 562                  | 388 |
| 5人          | 376  | 239 | 555  | 382 | 610                  | 426 |

（注）

- ①受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟姉妹など）の前年度の所得がそれぞれ上表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年度の10月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。
- ②受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得と上表の額を比較し、全部支給・一部支給・全部停止のいずれかに決定されます。
- ③所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は1人につき10万円を、また特定扶養親族がある場合は1人につき15万円をそれぞれ限度額に加算した額で比較します。
- ④養育者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円（扶養親族の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く）を加算した額で比較します。

## 【所得額の計算方法】

所得額 = 給与所得控除後の金額から 10 万円を差し引いた額 + 養育費  
- 8 万円 (社会保険料相当額) - 諸控除 (表 1)

### ①養育費

受給資格者が母である場合で、その監護する児童が父から支払を受けたその児童の養育に必要な経費の金額及び母がその監護する児童の父から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額のそれぞれ 8 割に相当する金額を所得に加算する。

### ②所得に含まれるもの

都道府県民税の総所得 + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 土地等にかかる事業所得等の金額 + 長・短期所有土地等にかかる事業所得等の金額 + 長期・短期譲渡所得金額  
※長期・短期の譲渡所得等の金額については租税特別措置法における特別控除後の金額

(表 1)

|          |       |           |       |
|----------|-------|-----------|-------|
| 障害者控除    | 27 万円 | 小規模共済掛金控除 | 当該控除額 |
| 特別障害者控除  | 40 万円 | 配偶者特別控除   | 当該控除額 |
| 勤労学生控除   | 27 万円 | 寡婦控除      | 27 万円 |
| 雑損・医療費控除 | 当該控除額 | ひとり親控除    | 35 万円 |

(注) 母が受給者の場合、寡婦控除・ひとり親控除は適用されません。

父が受給者の場合、ひとり親控除は適用されません。

## □児童扶養手当の支給

手当は、認定されると請求した翌月分から支給されます。

支払は年 6 回、2 ヶ月分の手当額をまとめて請求者が指定した口座に振り込みます。

| 支給日    | 支給対象月   | 備考                                      |
|--------|---------|---|
| 5月11日  | 3、4月分   | 支給日が土・日・祝日にあたる場合はその直前の金融機関の営業日に振り込まれます。 |
| 7月11日  | 5、6月分   |   |
| 9月11日  | 7、8月分   |   |
| 11月11日 | 9、10月分  |   |
| 1月11日  | 11、12月分 |   |
| 3月11日  | 1、2月分   |   |

## □現況届

児童扶養手当の資格のある方は毎年、現況届を提出する必要があります。現況届は、前年の所得状況と 8 月 1 日現在の子どもの生活状況を確認し、翌年の受給について審査を受けるための届出です。この届出を提出しないと、11 月からの手当を受給できなくなります。また、提出せずに 2 年が経過すると、時効による手当を受ける資格を喪失することになります。

## □手当の一部支給停止除外届

児童扶養手当の受給開始から一定の期間が経ったとき（支給開始月から5年を経過した場合等）に、就業可能であるにもかかわらず、就業していない状況の場合、児童扶養手当の支給額が強制的に半額になります。

ただし、就業している、自立に向けた活動を行っている（就職活動中）などの状況を届け出でいただくことで、半額になることを除外することができます。  
この届出は該当になった翌年から毎年届出でいただく必要があります。

## □家庭状況等に変更があった際の届出

児童扶養手当の受給資格者は次のような届出が必要です。該当する場合は必ず届出てください。

- ・住所変更届・・・転居等で住所が変わった場合
- ・転出届・・・市外・県外へ転出された場合（転入先で手当転入の手続きをしてください）
- ・氏名変更・・・受給者や児童の氏名が変更された場合
- ・支給停止関係届・扶養義務者（同居する実父母、兄弟姉妹）と別居した場合または同居した場合
- ・額改定届・・・児童が施設に入所するなどして監護（養育）する児童の数が減った場合
- ・資格喪失届・・・手当を受ける資格がなくなった場合（下記のような場合）

### 《資格喪失の場合》

#### ①受給資格者である父母が婚姻した場合

※婚姻届を出していなくても事実上の婚姻関係と同様にある場合や、ひんぱんな訪問や生活費の援助がある場合、また住民票などで同居の確認（世帯分離しているが、同じ住所である場合を含む）ができる場合も該当します。

#### ②児童を監護（養育）しなくなった場合

#### ③児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育園・通所施設を除く）に入所した場合

#### ④受給者または児童が日本に住まなくなった場合

#### ⑤受給者または児童が死亡した場合

#### ⑥遺棄が解除になった場合

#### ⑦その他手当の支給事由がなくなった場合

※受給資格がなくなっているにもかかわらず届出をしないで手当を受給していると、受給資格がなくなった月の翌月分からの分を返還していただくことになります。

## □手続き・問い合わせ先

恵那市役所 医療福祉部 社会福祉課 TEL0573-26-2111（内線184）

児童扶養手当の手続きを行う際には、社会福祉課へお越しく下さい。

## 児童扶養手当認定に必要な書類

### 児童扶養手当

印鑑(シャチハタ以外)

父親・母親名義の預金通帳

戸籍謄本(母・子)(父・子)

※離婚日の記載された謄本

※児童との親子関係が確認できるもの

離婚届受理証明

※申請月中に、戸籍謄本がとれない場合に必要

個人番号(母・子)(父・子)がわかるもの

※通知カードの場合は通知カード+身元確認がとれるもの(運転免許証等)の提示が必要になります。

年金手帳

アパート等の契約書の写し

※契約に際しては、賃借人・連帯保証人は(元)夫・(元)妻以外の者であること

※光熱水費等の明細(自分が支払っていることがわかるもの)

年金証書・障がい者手帳(母または配偶者)(父または配偶者)

※本人または配偶者が公的年金を受給している場合

障がい者手帳等(子)

※子どもが手帳を所持している場合

### ひとり親医療

印鑑

父親・母親名義の預金通帳

健康保険証(母・子)(父・子)

なお、申請には1時間弱時間がかかりますので、ご都合のいい時間を事前に予約してください。

※児童扶養手当の申請では、申請書類の記入のほか、ひとり親になった経緯や現状のお話を伺うこととなりますので、ご了承ください。

申請先・予約： 恵那市役所 医療福祉部 社会福祉課 手当医療給付係

☎0573-26-2111(内184)